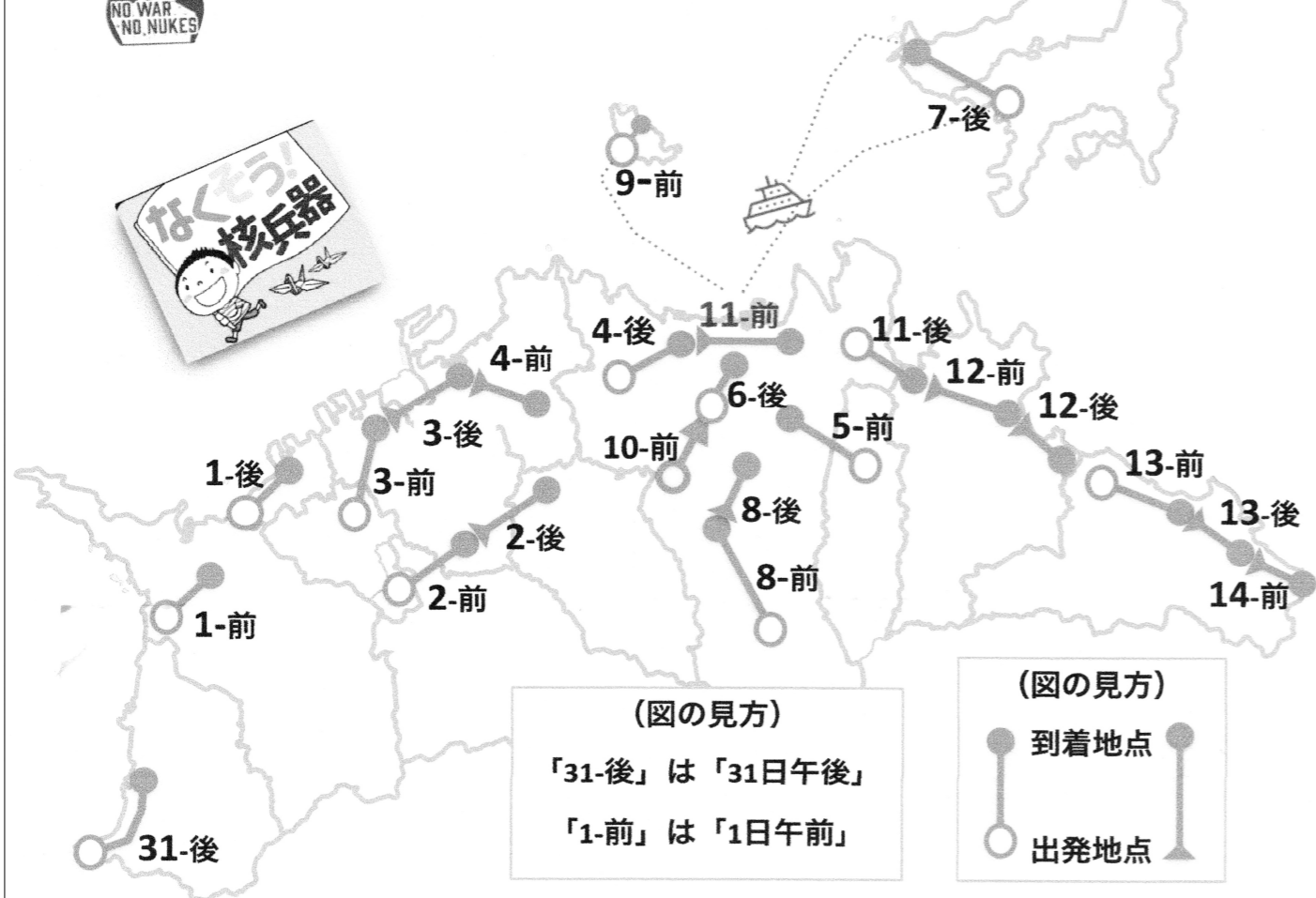


# 2026年原水爆禁止国民平和行進

## 香川県内コース日程



- 5月31日(日) 午後: 12:00 愛媛県境引継ぎ式→まるなか豊浜店
- 6月1日(月) 午前: 8:30 観音寺市役所→三豊市役所、午後: 12:50 海岸寺駅→多度津町役場
- 6月2日(火) 午前: 9:00 琴平町役場→岡田駅、午後: 13:00 岡田駅→綾川町役場
- 6月3日(水) 午前: 8:30 善通寺市役所→丸亀市役所、午後: 13:10 丸亀市役所→坂出市役所
- 6月4日(木) 午前: 9:00 坂出市役所→鴨川駅、午後: 13:00 鬼無駅→香川県庁
- 6月5日(金) 午前: 9:00 三木町役場→協同病院
- 6月6日(土) 午後: 13:00 平和病院駐車場→中央通り→兵庫町商店街→旧田町交番所前
- 6月7日(日) 午後: 13:20 小豆島池田港→土庄港
- 6月8日(月) 午前: 9:00 塩江町支所→香川町支所、午後: 13:00 香川町支所→医療生協はーもにー
- 6月9日(火) 午前: 10:14 高松港発→11:04 直島宮浦港→本村→宮浦港→15:20 高松港
- 6月10日(水) 午前: 9:15 琴電円座駅→医療生協コムコム会館
- 6月11日(木) 午前: 9:05 高松市役所→瀧元駅、午後: 13:00 牟礼支所→JR志度駅
- 6月12日(金) 午前: 9:00 さぬき市役所→津田駅、午後: 13:00 津田駅→大川オアシス
- 6月13日(土) 午前: 9:00 丹生駅→東かがわ市役所、午後: 13:00 東かがわ市役所→引田駅
- 6月14日(日) 午前: 9:30 JA引田→徳島県境(四国集結集会)



要望書を手渡す(左から)香商連会長多田氏、内科医師藤原氏、かし県議。受け取る県危機管理総局長

「1面から」 賭命義務があり、殺し殺される団体だ」と話してくれた。今の自衛隊は災害救助で人助けをする集団と見られているが、装甲車も自衛艦もオスプレイも人殺しの爆弾を運ぶものではないか。記念行事に人々をだましてよいのか」と訴えました。

抗議に参加した方々から「オスプレイはどのくらいの高さを飛んだのか」「オスプレイが飛ぶことは、サプライズで、自衛隊のHPにも載せていなかったのはなぜか」と質問が続き、「県は、事前に『オスプレイ』が展示飛行することを通知されたはずだが、なぜ飛行反対の抗議をしなかったのか」との質問に、管理総局長は「先ほど、主幹が

共同代表多田氏は「オスプレイは、非常に危険な人殺しの兵器だ。自衛隊は、災害救助の裏側で、人殺しの訓練をしているではないか」と迫りました。

参加者の十河浩二憲法会議代表は、「この度、飛んできた佐賀空港配備のオスプレイだが、構造上の欠陥飛行機だと導入時から指摘

申し上げた通り、①自衛隊第14旅団の記念行事、②水陸両用機の展示飛行であり、日本ではまだ事故が起きていないからだ」と、国言いなりの回答でした。

かし県議は、「香川県知事は、県民の平和と安全な暮らしを守る先頭に立て」と強く求めました。

防衛局高松防衛事務所では、申し入れに事務所の次長が対応しました。

共同代表のかし県議が「県民に『オスプレイ展示飛行』の事前通知がなかったのはなぜか」と質すと、防衛事務所次長は「ここではその理由は分からない」との回答でした。続けてかし県議は、「四国こどもとおとなの医療センターや善通寺市の民間機関が集中している上空で危険なオスプレイ展示飛行は許されないと自衛隊上部に伝えよ」と強調しました。

### 伊方原発再稼働差止訴訟 控訴審 傍聴報告

高松高裁に響く「命を守る」の声---逆転勝訴に向けた闘い始まる---

4月21日、高松高等裁判所において、伊方原発の再稼働差止を求める控訴審の口頭弁論が開始されました。当日は、開廷の1時間以上前から高松高裁前に多くの控訴人と支援者が集結しました。「伊方原発を止める会」が準備した107部の裁判資料はすべて配布され、高松高裁で最も大きな法廷の傍聴席は差止を願う市民によって埋め尽くされました。私たちの「伊方原発を止めてほしい」という切実な願いが、法廷を圧倒した瞬間でした。

口頭弁論では、リモートで参加した中野弁護士が、

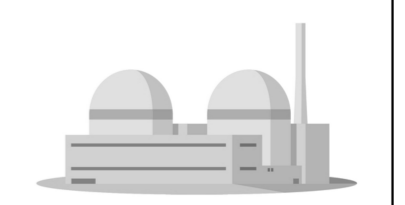
差止を棄却した第一審判決を痛烈に批判しました。一審判決が曖昧な「社会通念」を根拠とし、「疑わしきは安全のために」という福島原発事故から学ぶべき鉄則を放棄している」と指摘。このような不当な判断の枠組みでは、あの大事故の再発を防ぐことは到底できないと、強く是正を求めました。

また、福島県出身で現在は松山に在住する須藤明夫氏が意見陳述に立ち、事故から年月が経った今も続く避難生活の過酷さ、そして福島の子供たちに広がっている甲状腺がんの深刻な実態を報告しました。「四国で決して同じ悲劇を繰り返してはならない」という

魂の訴えは、法廷内の人々の心に深く響きました。

閉廷後の報告集会では、薦田弁護団長より、山口県や大分県で並行して進められている差止訴訟との論点の違いなどについて解説がありました。その上で、「逆転勝訴の可能性は十分にある」との力強い報告があり、会場は熱気に包まれました。

今回の口頭弁論は7月28日、第3回は12月3日に予定されています。しかし、控訴審は比較的早期に結審(審理が終了)してしまう恐れもあります。ふるさとの海と命を守るため、一人でも多くの方の応援と傍聴をよろしくお願いいたします。(H・H)



また、防衛事務所次長は、「みなさんのご意見を伝えたい」と述べました。